復興庁令・省令

○農林水産省令第一号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令の一部を改正する命令

福島復興再生特別措置法第四十五条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令（平成二十四年復興庁農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四十五条第二項」を「第五十八条第二項」に改める。

第一項中「第四十五条第二項の」を「第五十八条第二項の」に、「第四十四条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第四十五条第二項各号」を「第五十八条第二項各号」に改め、第二項中「第四十五条第二項第一号」を「第五十八条第二項第一号」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令の一部を改正する命令

福島復興再生特別措置法第四十六条第二項に規定する経済産業大臣、環境大臣等に対する協議等に関する命令（平成二十四年復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四十六条第二項」を「第五十九条第二項」に改める。

本則中「第四十六条第二項の」を「第五十九条第二項の」に、「第四十四条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第四十六条第二項各号」を「第五十九条第二項各号」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第一号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行に伴い、国土交通省関係福島復興再生特別措置法第三十八条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第三十八条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令

国土交通省関係福島復興再生特別措置法第三十八条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令（平成二十四年復興庁令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十八条第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

本則中「第三十八条第二項第三号」を「第五十一条第二項第三号」に、「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に、「第四十条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第四十九号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十五条及び第二十八条の規定に基づき、福島復興再生特別措置法第二十五条及び第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令を次のように定める。

平成二十五年五月十日

総務大臣　新藤　義孝

福島復興再生特別措置法第二十五条及び第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

（法第二十五条に規定する総務省令で定める場合）

第一条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十五条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　法第十八条第四項の規定により同法第十九条に規定する提出企業立地促進計画の提出のあった日（以下この条において「提出日」という。）から平成二十八年三月三十一日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十条の二の二第一項、第十七条の二の二第一項又は第二十五条の二の二第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「企業立地施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第二十条第三項の認定を受けた者に限る。以下「対象認定事業者」という。）について、福島県が、当該企業立地施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（福島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該企業立地施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二　不動産取得税　対象認定事業者について、当該企業立地施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合